

4. 委員会の活動概要等

■ 活動概要

委員会名	開催日	協議・決定内容等
第1回委員会	21.1.16	委員会の役割等について 行政改革の取組み状況について 指定管理者選定委員の選出について
指定管理者選定委員会	21.1.26～1.28	49の公の施設について指定管理者を選定（2名）
第2回委員会	21.2.19	仕事の見える化について 助言シートの項目について 意見書のイメージについて
委員長打合せ	21.3.13	助言のまとめについて 意見書の案について
第3回委員会	21.3.18	助言シートの確認 意見書の案について
正副委員長打合せ	21.3.24	意見書の確認
報告会	21.3.30	意見書による市長への報告

■ 委員名簿

氏名	役職	性別	地区	備考
ふるた さんご 古田 三五	委員長	男	中津	環境関係者
くらの ひし 倉野 仁	副委員長	男	中津	商工業関係者
かち けいひろ 加地 義弘	委員	男	付知	旧町村地域代表
しんどう ゆきよ 進藤 幸代	委員	女	中津	市民組織代表
そが おきと 曾我 沖土	委員	男	坂下	旧町村地域代表
たぐち けいふみ 田口 好文	委員	男	加子母	行政経験者
やすえ さとこ 安江 里子	委員	女	中津	農業関係者

参考資料

○中津川市の協議会等の設置等に関する要綱（平成10年5月28日決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、中津川市の協議会等（以下「協議会等」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 別表に定めるところにより、協議会等を設置する。

（組織）

第3条 協議会等は、別表に定める委員定数により組織する。

（任期）

第4条 協議会等の委員の任期は、別表に定めるところとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第5条 協議会等に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会等を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 議決事項を審議するため開催する協議会等の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 議決事項を審議するため開催する協議会等の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 議決事項を審議するため開催する協議会等の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

（庶務）

第7条 協議会等の庶務は、別表に定める課等において処理するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

別表（第2条—第4条、第7条関係）

委員会等の名称	担任する事項	委員の任期	委員の定数	委員選任の基準	庶務担当課等の名称
市民による行政改革委員会	市民の視点に立った行政改革の推進に関すること。	市長の定める期間	10人以内	識見を有する者	行政改革推進課

以下省略

○中津川市市民による行政改革委員会運営内規（平成21年1月16日決裁）

（目的）

第1条 この内規は、中津川市市民による行政改革委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（役割）

第2条 委員会は、市民の視点から「職員が行う行政改革を見守るお目付け役」として、市が取り組んでいる行政改革全般について助言を行うものとする。

（関係者の出席）

第3条 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（文書による意見の開陳等）

第4条 委員は、会議に出席できない場合であっても、委員長の許可を受けたときは、会議において文書によりその意見を開陳し、又は議決に加わることができる。

2 前項の規定により会議においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には当該委員の出席があったものとみなす。

（会議の公開）

第5条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

（傍聴人に対する指示）

第6条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年1月16日から施行する。

■ 編集後記

委員の皆様には、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

市長から委嘱書を交付され、委員会が設置されたのが1月16日でした。委員に就任して頂く際に、大所高所から助言を頂くお目付け役であり、時間的にも作業的にも負担を少なくする予定と説明いたしましたが、結果的にはたくさんの改革課題に対し細かくご意見を頂く事となりました。委員の中から「こんなはずでは…」との声もお聞きいたしました。申し訳ありませんでした。

公務員には倒産に対する不安が無いと、危機感が乏しく、現状に安住しがちで変化への対応が鈍い。一度決められた事務・事業や職場の慣行を見直し、変えようとする意欲が希薄などと言われていています。当市の実情も4つの気質が象徴するように決して例外ではありません。

さらに、当市においては、度重なる職員の不祥事により、市民全体の奉仕者としての資質までが問われ、市民から必ずしも十分な信頼が寄せられていません。

そこで、市民の皆さんにも、職員にも目に見える形で市役所を内面から変え、行財政改革を行い、そして市民の皆さんの声に応え、「市民の信頼」を得ることがまず必要です。

そのためには、市役所内部のみの発想や、従来からの延長線上ではなく、市民の目線に立った「本気の改革」を進めなければなりません。

委員の皆様からの貴重なご意見を踏まえ、職員一人ひとりが改革意識を高め、実践し、市民の皆さんに「市役所は変わったな」と一日も早く実感して頂けるよう職員一丸となって取り組むことが重要と考えます。

委員の皆様には、自宅での作業も相当あったかと思います。純粋に中津川市を良くしたいとの思いから献身的に活動されていることを随所で感じる事ができました。本当に有り難うございました。今後とも何とぞご支援賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

総務部次長兼行政改革推進課長 鈴木弘之



恵那山

中央アルプス最南端の秀峰。標高 2,191m。

中津川市と長野県阿智村とにまたがるこの山は江戸時代から美濃随一の名山として知られています。明治 26 年には日本アルプスの名付け親ウォルター・ウェストンが登り、深田久弥の「日本百名山」にもあげられ、登山愛好家にも親しまれています。

中津川市 市民による行政改革委員会 意見書

発行：市民による行政改革委員会

発行日：平成 21 年 3 月 30 日

編集：市民による行政改革委員会

事務局：中津川市総務部行政改革推進課